**静岡市不良な生活環境を解消するための支援**

**及び措置に関する条例（案）に関する意見応募用紙**

**【募集期間：令和４年８月15日（月）～９月15日（木）必着　まで】**

|  |
| --- |
| **【１】今回の条例（案）では、不良な生活環境を、原因となる人への支援を通じて解消していこうとしています。この考えに共感しますか。** |
| **はい　・　いいえ** |
| **【理由をお書きください】** |
| **【２】今回の条例（案）では、物品の堆積又は放置などについて、支援を行ってもなお不良な生活環境が解消せず、周辺の生活環境に対して著しく影響を及ぼす場合、「命令」、「行政代執行」などの強制力のある措置を行う場合があります。この考えに共感しますか。** |
| **はい　・　いいえ** |
| **【理由をお書きください】** |
| **【３】その他のご意見について** |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| **＊　住　所****（法人の場合は所在地）** | **（必須）** |
| **＊　氏　名****（法人の場合は名称及び代表者名）** | **（必須）** |

**✎ご意見を提出される際の注意事項**

１ ＊印のある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第５条第４項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

２　個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

３　いただいたご意見は、「静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」への反映を検討し、結果をまとめ次第、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

４　意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。

**✎ご意見の提出方法**

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　郵送 | 〒420-8602　静岡市葵区追手町5番1号　静岡市廃棄物対策課　あて |
| ２　ファクシミリ | FAX番号：054-221-1564　 |
| ３　持参 | 静岡庁舎：廃棄物対策課（静岡庁舎新館13階） |
| ４　市HP　（電子申請） | 市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できかねます。 |

**✎意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです**

意見応募用紙の配架場所と、条例骨子（案）が閲覧できる場所は次のとおりです。

(１)廃棄物対策課(静岡庁舎新館13階)、福祉総務課（同14階）、生活安心安全課（同1階）、

住宅政策課（同５階）、動物指導センター（葵区産女953番地）

(２)各区の市政情報コーナー（清水区/清水庁舎４階、葵区/静岡庁舎新館１階、駿河区/駿河区役所３階）

(３)静岡市ホームページ（https://www.city.shizuoka.lg.jp/283\_000069.html）

※右のQRコードからホームページにリンクされます。